

令和4年(2022年)1月27日

保護者様

真庭市教育委員会
真庭市立遷喬小学校
校長 金田 司

「まん延防止等重点措置」適用に伴う真庭市立遷喬小学校の対応について

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の学校教育に対してご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、岡山県全域に「まん延防止等重点措置」が適用されたことを受け、**まん延防止等重点措置期間の1月27日(木)から2月20日(日)まで**、対応を以下のとおりといたします。

学校では、引き続き次のとおり感染症対策を行ってまいります。ご家庭でもより高い危機意識を持っていただくとともに、引き続きこれまで取り組んできた基本的な感染症対策の継続をお願いいたします。なお、今後の状況によって対応を変更する可能性があることを申し添えます。

記

1 学校の対応について

- ① 基本的な感染症対策(3密(密閉・密集・密接)を回避、手洗い、マスクの着用等)についての指導を継続し、通常の教育活動を行います。
- ② 外部が参加する学校行事等については、実施の可否・開催方法について十分に検討し、実施する場合は感染防止対策を行った上で実施します。
- ③ 不特定の接触を伴う校外行事等については、延期または中止します。
- ④ 発熱がなくても風邪の症状が見られる教職員は出勤を控えます。
- ⑤ 給食は通常通り提供します。
- ⑥ 児童生徒や教職員に感染が確認された場合は、状況確認等のため、授業短縮や学級・学年閉鎖、臨時休業を行う場合もあります(途中で授業を短縮し、下校させる場合もあります)。

2 ご家庭へのお願い

- ① 引き続き手洗いの励行、マスクの着用にご協力ください。また、家庭での児童生徒の健康観察と毎朝の検温(結果はシートに記入)をお願いいたします。
- ② 発熱がなくても風邪の症状が見られるときには、自宅で休養してください(欠席扱いにはなりません)。体調に不安がある場合は、かかりつけ医に相談し、結果を学校まで報告してください。
- ③ 同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合は、登校を控えるようご協力ください。(欠席扱いにはなりません。)
- ④ 感染した人が悪いわけではありません。個人を特定することや偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。SNS等による根拠が不明な情報に基づく行動はとらないでください。またそのような情報を拡散しないでください。